



事務所だより 9月

2019(R1)



令和元（2019）年9月

I 賃金等請求権の消滅時効見直し審議始まる

現在一律2年とされている賃金や年休に関する権利等に関して、改正民法施行後には、①権利を行使することができると知った時から5年間行使しないとき、または②権利を行使することができるときから10年間行使しないときに時効消滅することとなります。これを受け、厚生労働省の検討会では労働基準法で規定されている消滅時効をどのように見直すべきか審議が始まりました。

◆対象により異なる見直し案を提示

労働基準法115条においては「賃金（退職手当を除く。）、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によって消滅する」と規定されています。しかしながら、大元である民法が改正されるため、現行の2年を維持することが難しくなります。改正民法に合わせた場合、未払い賃金訴訟や年休の繰越し等で企業実務に大きな影響を及ぼすため、民法改正とは独立した形で検討されてきました。これによると賃金請求権、未払い賃金訴訟等で使用者に支払いが命じられる付加金、現状3年の保存義務がある労働者名簿や賃金台帳に関しては、現状からの見直しが必要とされています。また、年休に関してはこれまで通り2年を維持する案が出ているなど、対象によって異なる見直しが必要だとされています。この見直しの時期については2020年4月1日から施行されることを念頭において、今秋から議論が始まります。すでに経過措置に関する案も示されており、今後の動向が注目されています。

II 労働社会保険の届出がワンストップで可能に

労働社会保険手続きのルールが変わります。健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の適用事務において届出契機が同一のものを一つづりとした届出様式を設け、この様式を用いた場合はワンストップでの届出が可能となります。令和2年1月1日の施行に向けて準備がされています。

◆改正の内容

次の①～④に掲げる届書については、同一の契機で届出を要する届書の届出先を経由して届出できるものとされます。

- ①健康保険法および厚生年金保険法に基づく「新規適用届」、雇用保険法に基づく「適用事業所設置届」並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく「労働保険関係成立届」
- ②健康保険法および厚生年金保険法に基づく「適用事業所廃止届」並びに雇用保険法に基づく「適用事業所全喪届」
- ③健康保険法および厚生年金保険法に基づく「資格取得届」並びに雇用保険法に基づく「資格取得届」
- ④健康保険法および厚生年金保険法に基づく「資格喪失届」並びに雇用保険法に基づく「資格喪失届」

上記の届出のうち「労働保険関係成立届」に関して、6月の労働政策審議会で諮問されました。具体的には徴収法に規定する労働保険関係成立届について、対象事業の事業主が、健康保険法および厚生年金保険法上の「新規適用届」または雇用保険法上の「適用事業所設置届」に併せて提出する場合には、年金事務所、労働基準監督署または公共職業安定所を経由して提出ができるということです。なお、今回公表されたのは保険関係成立届のみでしたが、これ以外の適用事業所の設置・廃止の届出、被保険者資格の資格・喪失の届出についても来年1月の施行に向けて順次公表されると思われます。

III 副業制度をどうしますか？

政府がまとめた「経済財政運営と改革の基本方針2019」において副業・兼業の促進に関し、現行制度の適切な見直しが必要と明記されています。今後、副業・兼業があたりまえの時代が来ることが考えられる中、いくつかの調査結果を踏まえた企業側・従業員側の現状・意向について紹介します。

◆従業員側の現状・意向

2019年度の新入社員は、会社に副業制度があった場合、64%が利用したい、どちらかといえば利用したいと考えているようです（産業能率大学総合研究所「2019年度新入社員の会社生活調査」）。また、有職者に関しては、具体的に副業や副収入を得ることを意識した活動をしている人が約19%、今後してみたいと思っている人が約40%と、まだそれほど実際に副業をしている人は少ないようです（インテージリサーチ「副業に関する意識調査」）。

◆企業側の現状・意向

副業制度の導入状況は、約8割の企業が未導入だとしています。制度のある企業でも、利用率が50%以下となっている企業が9割を占めます（産業能率大学「2019年中小企業の経営施策」）。副業を認めている企業と、全面禁止としている企業の割合は半々で、副業を許可している企業でも、ここ3年以内に許可を開始した企業が52%となっており、（パーソル総合研究所「副業実態・意識調査結果（企業編）」）副業許可の動きが増加傾向にあることがわかります。さらに副業を全面許可した企業においては会社による副業時間の把握、副業のやり方等についてのアドバイス、社内ツールを使用した全社への共有を行っているところがあります。こういった、積極的な対策、副業へのバックアップがある企業は、条件付きでの副業の許可を行う企業と比較しても、会社へのロイヤリティ、本業のパフォーマンスが高いことがわかっています。

		八朔祭 松尾大社 075-871-5016
1	日	1級管工事施工管理技術検定試験 学科試験 1級電気通信工事施工管理技術検定試験 学科試験 1級造園施工管理技術検定試験 学科試験 土地区画整理士技術検定 学科実地試験 第3種電気主任技術者試験 一次試験
2	月	
3	火	
4	水	第2種電気工事士試験 下期技能試験申し込み 9/4～9/18 社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館
5	木	
6	金	
7	土	
8	日	建設業経理士検定試験（1・2級）
9	月	重陽神事と鳥相撲 上賀茂神社 075-781-0011
10	火	1級建築士試験・木造建築士試験 学科試験 合格発表 京都府行政書士会 無料相談 左京区役所 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11	水	社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 京都府行政書士会 無料相談 行政書士会館・中京区役所
12	木	京都府行政書士会 無料相談 下京区役所
13	金	名月管絃祭 下鴨神社 075-781-0010 名月祭 平野神社 075-461-4450
14	土	青龍会 清水寺 075-551-1234 9/14・9/15
15	日	石清水祭 石清水八幡宮 075-981-3001 2級建築士試験 設計製図の試験
16	月	敬老の日
17	火	京都府行政書士会 無料相談 西京区役所・山科区役所
18	水	豊國神社例祭 献茶祭 豊國神社 075-561-3802 9/18・9/19 社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館
19	木	京都府行政書士会 無料相談 上京区役所・東山区役所
20	金	東寺宝物館 秋期特別公開 075-691-3325 9/20～11/25
21	土	上京薪能 白峯神宮 075-441-3810
22	日	
23	月	秋分の日 櫛祭 安井金比羅宮 075-561-5127 御香宮神能 御香宮神社 075-611-0559
24	火	明月祭 北野天満宮 075-461-0005
25	水	社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 京都府行政書士会 無料相談 行政書士会館
26	木	京都府行政書士会 無料相談 北区役所・南区役所
27	金	
28	土	
29	日	煎茶献茶祭 平安神宮 075-761-022
30	月	7月決算法人の確定申告 1月決算法人の中間申告